

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年12月10日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年12月10日(水)午後1時30分

四條畷市市民総合センター3階会議室4

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、岡嶋 祐之、久門 廣美、 林 秀一、村上 治、西尾 秀文、小林 克重、片下 周司、 田中 邦明

2 本日の欠席委員

丸石会長代理、南野 靖博

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局主査	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第90号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第91号]	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用許可届出処理報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
欠席者は丸石会長代理と南野靖博委員です。
本日の議事録署名者には、片下 周司委員と田中 邦明委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願ひ致します。

日程第1

議案第90号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第90号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字上田原20—1、21は、田原支所の南東側付近で、現況は前方モニターのとおりです。
譲受人は農作業歴14年と農業経験豊富で、梅の栽培を行う予定です。京都府で約8万坪、大阪府で2万坪の栽培、加工品の販売を行っております。譲受人の所在は大東市であり、近隣で事業拡大のため農地を探しており、今回所有権移転するものです。
12月2日(火)午前9時から地区農業委員の西尾委員、小林委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

久門委員
事務局主査
林委員
事務局主査
久門委員
事務局主査

梅の木をつくるのか
梅の木を植えて、梅を栽培します。
ハウスを建てるのか。
ハウスは予定しておらず、露地での栽培となります。
梅の栽培であれば、逢阪地区でもやってもらえるとありがたい。
本件譲受人は、法人化させて以降、栽培面積を増やしていきたい意向をお持ちであり、今回のように申請に至っております。法人の所在は大東市であることから、近隣でのニーズはあるものと推測されます。特に、上田原地区でもう一箇所検討しているとのことであったことから、逢阪地区についても検討依頼を行いたいと思います。

久門委員
事務局主査
久門委員

ぜひ声かけておいてほしい。
承知いたしました。
遊休農地化している農地も多く見受けられ、草木も高く生い茂っているところもあるため、景観も変わらず、いけるのではないかと。

事務局主査

営農における手間も、他の作物と比べると比較的にかからないほうであると考えられるため、検討の余地はあると思われれます。一度こちらから投げかけてみます。

議長
全委員
議長

他にございませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第91号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用許可届出処理報告の件

議長
事務局長

議案第91号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局主査

それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の届出とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。

市街化調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。

番号1～3は関連する案件のため、まとめて説明させていただきます。

番号1、2、3の場所については、位置図No2をご覧ください。

南野6丁目601―1他3筆は畷アサヒヶ丘保育園の北東付近で、現況はスクリーンのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。

地区農業委員の土井委員とご相談のうえ、現地調査は不要といたしましたので、届出を受理いたしました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

ここ、今土盛ってますよね。文化財調査か何かのためかな。

土井委員

あれは道。進入路を作ってる。

林委員

すごい盛ってるように見えたんやけど。

土井委員

ユンボでも通れるように固めてる。

林委員

あのガードレールが見えてるところが、前言ってたやつやね。

事務局主査

そうですね。資材置き場として議案があがっていたところです。

林委員

あれも同じ業者か。

土井委員

可能性はある。開発に向けて先に資材置き場として確保していた可能性はあると思われる。

林委員

ここは東西に水路が通ってるかと思うが、用水は問題ないのか。

土井委員

用水は問題ない。調整できている。

議長

他に質問はございますか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 議 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記